

環境省 令和4年の地方からの提案等に関する対応方針に対するフォローアップ状況

管理番号	提案区分		提案事項名	求める措置の具体的内容	具体的な支援事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他(特記事項)	追加共同団体名	追加支援事例	各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解
	区分	分野												
20	8 地方に対する規制緩和	06 環境・衛生	騒音規制法及び振動規制法に基づく届出のオンライン化	騒音規制法施行規則第3条及び振動規制法施行規則第3条において、届出書の提出については、「届出書の正本にその写し一通を添えてしなければならない。」と規定されており、紙での提出が前提となっているが、手続きの簡素化、事務の効率化及びデジタルトランスフォーメーションの推進のため、電子データでの提出及び入力フォームでの提出を可能としたい。	現在、紙での届出受付を行っている自治体が多くあるが、電子データでの提出及び入力フォームでの提出を可能とすることで、手続きの簡素化、事務の効率化及びデジタルトランスフォーメーションの推進を図っていきたい。	届出事業者の利便性の向上、自治体事務の効率化及び業務のデジタルトランスフォーメーションに寄与する。また、届出者が届出書類を提出するための移動(来庁)に対する二酸化炭素排出削減効果も期待できる。	騒音規制法施行規則第3条、振動規制法施行規則第3条	環境省	安城市		札幌市、富谷市、郡山市、さいたま市、川越市、佐倉市、川崎市、豊橋市、草津市、寝屋川市、大村市、五島市、熊本市	〇内容審査を伴わない法第十条(氏名等変更届出書、特定施設使用全廃届出書)や、法第十一条第三項(継続届出書)の電子データでの提出及び入力フォームでの提出を可能といただければ、届出者の負担軽減や行政事務の効率化に資すると考える。 〇本市においても届出事業者の利便性の向上や事務の効率化等で電子データでの提出の必要性があると認識しているが、設置届等で添付資料が膨大であるものについては検討課題である。 〇本市では現時点において、騒音規制法・振動規制法の届出を電子的に受理する体制が確保できていない状況です。今後国が提案に沿った対応を行うことで、所属における電子的情報による届出の体制整備が進み、ひいては届出事業者の利便性の向上や、紙文書の保存場所等の空間的資源の確保及び、届出に伴う人の移動の削減による脱炭素の推進にもつながります。なお、本市では、公害防止等生活環境の保全に関する条例の騒音振動に係る許認可や届出の受理業務も行っており、法の届出同様の対応が求められているため、法律と同様に電子的情報による届出の体制を整備することで届出者の利便性、文書保存場所の削減及び脱炭素の効果が期待されます。	騒音規制法等の公害防止関係法令の行政手続については、オンラインで行うことができるよう検討を進めているところ。できるだけ簡易な提出方法で、かつ、毎年の責省からの照会に対しての集計がしやすい仕組みや電子ファイル様式(エクセル等)があること利便性の向上と事務の軽減・効率化を図れると思います。また、届出する事業所が使用又は設置する騒音等が発生する機械の出力等により、騒音規制法等の法律ではなく、各都道府県の条例に該当する場合にも届出が必要となります。可能であれば法律及び条例の両方の届出に対応できるよう各都道府県と調整し、統一的な仕組みや電子様式を整備し、通知(周知)をお願いしたい。	
140	8 地方に対する規制緩和	06 環境・衛生	地方公共団体温室効果ガス排出削減等実行計画の策定に係る負担軽減	地方公共団体温室効果ガス排出削減等実行計画の策定における負担軽減とされる内容の簡素化を求めたい。	温室効果ガスの削減は、産業界の対策、電力排出係数の改善、省エネ基準の強化など、都道府県・市町村の施策よりも、国の施策によるところが大きい。森務計画である以上、今回(令和3年10月)のように、国の温室効果ガス排出量削減目標見直しに都度、地方自治体においても目標見直しの検討が必要となるが、国が責任をもって果たすべき部分と地方が責任をもって果たすべき部分が曖昧である。国計画中の「地方への期待」が発端であるならば、各施策のロードマップと役割分担を明確にすること。また、削減値算出にあたっての国の示すマニュアルは、内容が広範囲・専門的で職員が対応することは困難であることから、委託に出して計画を作成せざるを得ない。削減目標値の算出にあたっては、より簡易かつ正確な方法に見直すこと。また、温対法において必要とされている審議会開催要件を任意とすること。	地方自治体の事務の効率化。	地球温暖化対策の推進に関する法律	環境省	広島県、宮城県、広島市、愛媛県、中国地方知事会	札幌市、ひたちなか市、栃木県、八王子市、清瀬市、新潟市、静岡市、静岡県、豊橋市、鳥取県、島根県、浜田市、徳島県、佐賀市、宮崎県	〇本市においても、改正地球温暖化対策の推進に関する法律により示されたより詳細な目標などを作成することは、難しいと考えられるため、簡素化に期待する。 〇本市では温室効果ガスの排出削減量について、国のマニュアルに沿って算出しているが、国や都道府県の統計値をもとに算出しており、本市で実施している施策等が正確に反映されていないのが現状である。また、算出方法も複雑かつ専門的であるため、担当職員も実績値の算出に苦慮している。 〇本市において、温暖化対策実行計画(区域施策編)の策定にあたっては、地域の温室効果ガス排出量の算定及び、中長期目標の数値設定について、職員のみでの算出は不可能であったため、策定支援業務にあたる委託契約を締結した経緯がある。 国の示す削減目標見直しに合わせて、近年中に削減目標変更を含めた実行計画改訂を予定しているが、温対法改正も勘案した上で改訂を行う必要があるため、外部業者に委託発注を必要とする。実行計画に反映すべき内容は複雑化してきており、これに対応する業務が増加してきている。本業務内容を簡単かつ正確な方法に見直すことが出来れば、その分、地球温暖化対策を通じた地域の利益の追求や多様な課題への対応等に注力できるものが増える。 〇削減値算出にあたっての国の示すマニュアルは、内容が広範囲・専門的で職員が対応することは困難であることから、委託に出して計画を作成せざるを得ない。削減目標値の算出にあたっては、より簡易かつ正確な方法に見直すこと。また、温対法において必要とされている審議会開催要件を任意とすること。 〇当県は、「気候変動対策推進計画(地方公共団体実行計画と地域気候変動適応計画を一本化した計画)」策定しているところだが、計画策定にあたっては、温室効果ガス削減シナリオ策定業務の委託料や計画策定委員の報酬など、多大な財政負担となっているところであり、同様に財政負担の軽減及び事務の効率化を求めたい。 〇計画の進捗管理のため、二酸化炭素排出量算出について、毎年多量のデータ収集や分析作業など事務負担が大きい。算定結果は統計データ等から算出した推計でしかなく、地方自治体の施策が反映された結果とはいえず、天候や国内外の情勢等が大きく左右するものとなる。 〇本市において、温暖化対策実行計画(区域施策編)の策定にあたっては、地域の温室効果ガス排出量の算定及び、中長期目標の数値設定について、職員のみでの算出は不可能であったため、策定支援業務にあたる委託契約を締結した経緯がある。 国の示す削減目標見直しに合わせて、近年中に削減目標変更を含めた実行計画改訂を予定しているが、温対法改正も勘案した上で改訂を行う必要があるため、外部業者に委託発注を必要とする。実行計画に反映すべき内容は複雑化してきており、これに対応する業務が増加してきている。本業務内容を簡単かつ正確な方法に見直すことが出来れば、その分、地球温暖化対策を通じた地域の利益の追求や多様な課題への対応等に注力できるものが増える。 〇本市においても、計画策定に係る以下の事務について、委託に出しており、負担が大きくなっている。温室効果ガスの総量削減目標の設定にあたって、国の示すマニュアルは、先行事例の簡単な紹介にとどまっており、例えば、国施策による地方自治体の削減量を試算する場合において、県の活動量をどういった指標で測るかなどの明確な手法を示していない。そのため、削減施策に応じた最適な指標で按分することを職員が対応することは困難であることから、委託に出して調査の上試算を行わざるを得ない。 国は指定都市等において再生可能エネルギーの導入目標を義務付けているが、マニュアルにおいて目標設定に係る明確な手法を示さず、内容が専門的で職員が対応することは困難であることから、委託に出して目標設定せざるを得ない。 排出量の推計については、マニュアルにおいて標準的な手法が示されているものの、国により標準的な推計ツールが提供されておらず、職員が複数の統計を用いてデータを整理し、推計を行うことが専門的で困難であることから、委託に出して独自のツールを作成せざるを得ない。 〇計画の策定・改定にあたっては、技術的・財政的な困難があることから、支援の拡充をしていただきたい。	地方公共団体実行計画区域施策編は、これまで都道府県や政令指定都市等について策定義務が課せられていたが、地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律(令和3年法律第54号)において、これ以外の市町村においても策定について努力義務とする旨規定された。2050年までの脱炭素社会の実現に向けては、多様な主体が参加・連携した取組が重要であり、地方公共団体には、地域の自然的社会的条件に応じて、地域の事業者・住民と連携し、まちづくりの推進と併せて、再生可能エネルギーの最大限の導入や徹底した省エネルギーの推進等を行うことが期待されている。 一方、地方公共団体の規模等によっては、計画策定を行う際の人材・知見が十分ではない場合もあることから、国の技術的助言である「地方公共団体実行計画策定・実施マニュアル」(以下「マニュアル」という。)においては、温室効果ガス排出量の推計や目標設定の方法等の解説を行うとともに、地方公共団体の区分ごとに取り組むことが考えられる施策について整理しているほか、特に小規模な市町村については、排出量の推計について国が提供するデータを最大限活用することや、地域の経済的・社会的課題の解決に資する施策の立案に注力し、簡素な内容の計画とすることを推奨しているところ。また、マニュアルについては、地方公共団体における計画策定等により役立つよう、今年度中を目処に改定を行う予定。さらに、全ての都道府県・市区町村ごとに区域のCO2排出量等を示した「自治体排出量カルテ」や、区域施策編の「ひな型」や最低限計画に記載すべき事項等をまとめたマニュアルの簡易版を策定・公表しているところ。今後も、地方公共団体のご意見を踏まえ、事務負担軽減を図るよう、これらのマニュアル、ツール等による情報提供を行い、地方公共団体の計画策定を支援していく。 また、地方公共団体実行計画を策定、改定しようとするときは、法第22条に基づき地方公共団体実行計画協議会が組織されている場合は、同協議会にて協議しなければならないとされている。一方、協議会を組織することそのものは任意の規定であり、地域の実情に応じて設置の可否を判断することが可能である。		

管理番号	提案区分		提案事項名	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他(特記事項)	追加共同団体名	追加支障事例	各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	
	区分	分野													
144	8 地方に対する規制緩和	06 環境・衛生	産業廃棄物処理業許可申請書類における住民票及び登記事項証明書又は住民票の写しの書面提出によらずに、例えばマイナンバー制度における情報連携等により電子上での内容確認が可能となるよう、必要な措置を講じること	産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律に定める産業廃棄物処理業許可申請にあたり、登記事項証明書又は住民票の写しの書面提出によらずに、例えばマイナンバー制度における情報連携等により電子上での内容確認が可能となるよう、必要な措置を講じること。	産業廃棄物処理業許可にあたり、法人にあつては登記事項証明書、個人にあつては住民票の写しを添えなければならないと施行規則に規定されており、申請者が各行政窓口で取得し、書面を提出する必要がある。また、これにより電子申請への移行が困難となっている。	申請に当たって、添付書類が少なくなるほか、申請者による書類の取得作業がなくなるなど、申請者、行政双方の効率化が図られる。	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条、第14条の4、第15条、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第9条の2、第10条の4、第10条の12、第10条の16、第11条	デジタル庁、総務省、法務省、環境省	広島県、宮城県、広島市、愛媛県、中国地方知事会			青森県、さいたま市、清瀬市、川崎市、静岡市、熊本市、大分県	○住民票や登記事項証明書の内容をもとに市町等への欠格照会を行っている。申請者、行政双方の効率化、審査の迅速化のためには、マイナンバー等により欠格事項への確認ができるよう、必要な措置を講じていただきたい。(R3欠格照会:年17,000件超)	登記事項証明書については、令和4年度中に一部の地方公共団体を対象に登記情報連携の先行運用を開始することとしており、また、令和5年度までに、登記情報連携の利用拡大に伴う効果、影響等に関する調査・分析を実施することとしている。こうした登記事項証明書の添付省略に関する全体的な取組の中で、御要望への対応について必要な検討を行うこととする。 住民票については、氏名・住所等を確認するとともに、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び同法施行規則で定める許可の欠格要件に該当しないかどうかを審査するための犯歴照会を可能とする目的で本籍の記載のある住民票の写しの提出を求めている。欠格要件の犯歴照会には個人を特定する情報として番地までの本籍情報が必要であるところ、マイナンバー制度における戸籍情報連携においては、個人を特定する情報としての本籍地の情報を連携できず、市町村コードまでに限られるため、現時点では対応が困難であるが、本籍地の確認を可能とする他の手法を含め必要な検討を行う。	登記事項証明書について、登記情報連携の利用拡大に伴う効果、影響等に関する調査・分析を踏まえ、要望対応をご検討いただけることと、よろしくお願ひする。 本籍地情報の入手にあつては、免許証とマイナンバーカードの統合(2024年度末予定)を契機とし、マイナンバーカードを活用して情報入手を可能とする等の制度構築に期待しているところである。現時点で住民票の写しの添付については、本籍地取得の目的に鑑み、現時点での対応が困難な旨は理解するが、国民負担の軽減のため、ご回答のとおり、本籍地の確認を可能とする他の手法を含め、既存の枠組みにとらわれない柔軟な発想による検討を進めていただきたい。
188	8 地方に対する規制緩和	06 環境・衛生	大気汚染防止法等に基づく届出のワンストップ化	環境関連施設を有する企業が、大気汚染防止法や水質汚濁防止法等の複数の規制法令に基づき、各法令ごとにほぼ同内容の届出を複数の自治体に対して行うことが義務付けられている現行制度を見直すこと。具体的には、事業者がオンラインで届出を行うことで、複数の規制法令に基づき一括の届出と見なすことができ、複数の自治体に情報が共有されるシステムを構築すること。また、オンラインシステムの構築に向けて、1つの届出により以下①及び②が達成できるよう現行の規定を見直すこと。 ①複数の規制法令に基づく一括の届出と見なす。②対象施設が複数の地方自治体に設置されている場合においてもそれぞれに届出を行ったこととみなす。 特に①については、オンラインシステムの実装を待たずに規定を見直すこと。	【現行制度】 大気汚染防止法や水質汚濁防止法、ダイオキシン類対策特別措置法等の複数の規制法令に基づく届出対象施設を設置している工場・事業場の事業者は、氏名・住所等の変更や、地位の承継があった場合に、各々の法令に基づく届出書(氏名等変更届及び承継届)に、ほぼ同一の事項を記載して、施設の所在地を管轄する地方自治体に提出しなければならない。例えば、廃棄物焼却炉は、大半が大気汚染防止法やダイオキシン類対策特別措置法といった複数の規制法令に該当する施設であり、各々の法令に基づく複数の届出書を提出する必要がある。また、届出対象施設を複数の地方自治体で設置している事業者の場合においても、事業者は各々の地方自治体に対して、同内容の届出を行わなければならない。 【支障事例について】 現行制度下では、複数の法令ごとに、または、複数の地方自治体に対して、ほぼ同内容の届出を行わなければならない事例があり、事業者の負担となっている。また、同内容の届出であるにもかかわらず、各法令に基づく届出様式や、届出先の自治体が複数存在するため、事業者が様式や届出先の自治体を誤る事例もあるなど、制度が煩雑となっている。 【制度改正の必要性】 平成24年9月29日付け環境庁通達において、事業者への負担軽減を旨み、複数法令で使用できる氏名等変更届及び承継届に関する書式の共通化及び届出窓口の一元化に配慮するよう示されている。しかしながら、本通達では、氏名等変更届及び承継届について必要枚数を複写した上で、法令ごとに提出する方法が示されている。また、届出窓口の一元化も、同一自治体に提出する場合に限定されており、その効果は限定的と考えられる。(届出対象施設を複数の地方自治体で設置している事業者は所在地を管轄する地方自治体に対し、同内容の届出を行わなければならない。)	ワンスオンリー化、オンライン化の実現により、行政事務の効率化及び届出を行う事業者の負担軽減につながる。	大気汚染防止法第11条、第12条、大気汚染防止法施行規則第11条、第12条、水質汚濁防止法第10条、第11条、水質汚濁防止法施行規則第7条、第8条、ダイオキシン類対策特別措置法第18条、第19条、ダイオキシン類対策特別措置法施行規則第6条、第7条、工業用水法第9条、第10条、工業用水法施行規則第7条、第8条、建築物用地下水の採取の規制に関する法律第7条、第8条、騒音規制法第10条、第11条、騒音規制法施行規則第8条、第9条、振動規制法第10条、第11条、振動規制法施行規則第8条、第9条	経済産業省、環境省	埼玉県、さいたま市、熊谷市		青森県、郡山市、ひたちなか市、前橋市、浜松市、豊橋市、豊田市、滋賀県、久留米市、長崎県、熊本市、大分県	○当市でも同様の事例が生じており、同事業所で複数の法令の施設を設置している場合、それぞれ届出をしなければならぬが、一部の施設の届出が漏れてしまっているケース等が見受けられる。一届出で複数の法令の届出が可の様式になれば、それらの防止ができる。 ○例えばA・B・C市に設置している施設について、届出はA市にすれば、B・C市にも届出したことになると思われるが、この場合A市からB・C市に届出内容を送付しなければならないなどの業務量の増加が推測される。また、事業所においてもA・B・C市のどこに届出すればいいのかの判断基準がない。また、A市はB・C市にその事業所が施設を設置しているのかの情報を持っていないため、届出を受け取っていないのかわからない。それらの問題が懸念されるため各々の地方自治体に届出する現行制度を維持したい。 ○新型コロナウイルス感染症により、「人と接触を避ける」非対面での行政手続が求められていることから、地方自治体が「登記情報提供サービス」により所有者等を確認することで、届出者の利便性の向上や負担軽減に大きく資する。届出のオンライン化の実現性が高くなることから、統一的手法として認められることが望ましい。	御指摘の①②のような課題に対しては、現在、環境省においてオンラインで行うことができるよう検討を進めているところ。事業者及び地方公共団体の利便性の向上に加え、御担当者の事務負担ができる限り軽減されるよう、工夫して検討していきたい。	オンライン化について、御検討いただいているとのことと感謝申し上げます。 ②の実現にはオンライン化が必要と考えるが、①はオンライン化に先立ち早急に仕組みの構築をしていただきたい。仕組みの構築にあつては、オンライン化された後も一定数は窓口での申請が残ることが想定されるため、それを前提に御検討いただきたい併せて、提案実現に向けた検討の内容やスケジュールについても具体的に御教示いただきたい。	

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答	令和4年の地方からの提案等に関する対応方針(令和4年12月20日閣議決定)記載内容	対応方針の措置(検討)状況			
					措置方法(検討状況)	実施(予定)時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定
	【全国知事会】 提案団体の提案を考慮した検討を求める。		登記事項証明書については、第1次回答で提示した方針のとおり御要望への対応について引き続き検討を行う。 住民票の写しの書面提出については、本籍地の確認を可能とする他の手法を検討することを含め、廃棄物処理法における手続き全体について多角的な視点から手続きの合理化の検討を行う。	5【デジタル庁(8)】【総務省(17)】【法務省(10)】【環境省(1)】 住民基本台帳法(昭42法81)及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭45法137) (i) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、産業廃棄物処理業の許可などに関する事務を処理する場合には、住民基本台帳ネットワークシステムから本人確認情報(住民基本台帳法30条の6第1項、以下同じ。)の提供を受けることができるものとする。 (ii) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく手続については、許可等の申請であって、既得の本籍にかかる情報に変更がない場合等について、令和5年度中に省令を改正し、住民基本台帳ネットワークシステムから本人確認情報の提供を受けることにより住民票の写しの添付を省略することを可能とする。 また、その他の場合について、住民票の写しの添付の省略を可能とすることについて検討し、令和5年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 (iii) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下この事項において「法」という。))に基づく産業廃棄物処理業の許可(法14条1項又は6項)及び産業廃棄物処理施設の許可(法15条1項)等における登記事項証明書の添付については、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」(令和4年6月7日閣議決定)に基づき、令和4年度中に一部の地方公共団体を対象とした登記情報連携の先行運用を開始するとともに、更なる利用拡大に向けて、令和5年度に実施する登記情報連携の利用拡大に伴う効果、影響等に関する調査・分析結果等を踏まえ、登記事項証明書の添付省略を全国の地方公共団体へ拡大するための必要な対応について検討し、令和5年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	(i) 法律	令和5年度	産業廃棄物処理業の許可などに関する事務について、住民基本台帳ネットワークシステムの利用を可能とする、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(令和5年法律第58号)が成立した。	左記法律による住民基本台帳法の改正を踏まえ、関係省令の整備等、必要な対応を行う。
					(ii) 前段 省令	令和5年度	検討中	(i) の法律による住民基本台帳法の改正を踏まえ、関係規定の整備等、必要な対応を行う。
					(ii) 後段 検討中	令和5年度	検討中	既得の本籍にかかる情報に変更がない場合等以外の場合について、住民票の写しの添付の省略を可能とすることについて検討し、令和5年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
					(iii) 検討中	令和6年度以降	デジタル庁・法務省にて、地方公共団体において登記事項証明書の提出を求めている各種手続の実態等に関する調査を実施した。また、当該結果等を踏まえ、登記情報連携について地方公共団体へ拡大する方向で、登記事項証明書の添付省略に関する実施計画(令和4年3月28日 デジタル庁・法務省)を策定した。同計画に基づき、令和5年2月から、一部の地方公共団体を対象に登記情報連携の先行運用を開始した(現在、東京都、和歌山県、ひたちなか市、川崎市、広島市で先行運用を実施中)。また、令和5年4月から、登記情報連携の利用拡大に伴う効果、影響等に関する調査・分析事業を開始した。	現在、登記情報連携の利用拡大に伴う効果、影響等に関する調査・分析を実施中であり、その内容等を踏まえ、登記事項証明書の添付省略を全国の地方公共団体へ拡大するための必要な対応について検討し、令和5年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
	【全国知事会】 提案団体の提案を考慮した検討を求める。オンラインシステム化に当たっては、今回取り上げられている法律以外を含めた、公書関係法令を統括的に取り扱うものとし、申請者及び地方公共団体において費用負担が生じないものとする。また、自治体の条例に基づき規制対象となる施設に関する類似の届出等手続きについても配慮されたい。 【全国町村会】 提案団体の意向及び関係府省の回答を踏まえ適切な対応を求める。		届出等のオンライン化に関しては、現在、デジタル庁が中心となって政府共通基盤となるシステム(e-Gov)の整備・改修を進めており、大気汚染防止法等についても、当該システムを活用する方向で検討を進めているところ。御要望事項についてはデジタル庁と共に検討したい。 そのうえで、①については、平成8年の環境省通知において一括の届出を可能としているが、御指摘のとおり、実際の届出において複数シートに同じような項目を記載して提出しなければならない印象を与えている場合がある。当該通知の本文及び別紙3を修正し、再度通知を発出する対応を検討したい。	5【環境省】 (3) 大気汚染防止法(昭43法97)、騒音規制法(昭43法98)、水質汚濁防止法(昭45法138)、振動規制法(昭51法64)及びダイオキシン類対策特別措置法(平11法105) 各法令で定められている事業者の氏名の変更等の届出及び承継の届出については、以下のとおりとする。 ・「大気汚染防止法等に係る氏名変更等届出書及び承継届出書の様式の共通化及び提出窓口の一元化について」(平8環境庁大気保全企画課大気生活環境室長、大気規制課長、水質保全局水質管理課長、水質規制課長)を改正し、各法令に基づく届出書の様式を改めて共通化した上で、一括の届出が可能であることを、改めて地方公共団体に令和4年度中に通知する。 ・複数の法令に基づく届出を複数の地方公共団体へ一括で提出可能とする仕組みについては、地方公共団体が利用するL2/GWANへの接続が令和6年度に予定されている政府共通の電子申請システム(e-Gov電子申請)の在り方を踏まえつつ検討し、令和7年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	1ポツ目 通知等	令和5年3月1日	「大気汚染防止法、騒音規制法等に係る届出書のオンライン提出並びに氏名等変更届出書及び承継届出書の様式の共通化について(通知)」(令和5年3月1日付付環境省水・大気環境局総務課長・大気環境課長・水環境課長・水環境課閉鎖性海域対策室長通知)により、「大気汚染防止法等に係る氏名等変更届出書及び承継届出書の様式の共通化及び提出窓口の一元化について(通達)」(平8環境庁大気保全企画課大気生活環境室長、大気規制課長、水質保全局水質管理課長、水質規制課長)を改正し、各法令に基づく届出書の様式を改めて共通化した上で、一括の届出が可能であることを、地方公共団体に通知した。	
					2ポツ目 検討中	令和7年度	政府共通の電子申請システム(e-Gov電子申請)の在り方を踏まえつつ検討中。	政府共通の電子申請システム(e-Gov電子申請)の在り方を踏まえつつ検討し、令和7年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

各府県からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府県からの第2次回答	令和4年の地方からの提案等に関する対応方針(令和4年12月20日閣議決定)記載内容	対応方針の措置(検討)状況			
					措置方法(検討状況)	実施(予定)時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定
	<p>【全国知事会】 中小企業等協同組合法を所管する関係省庁との前向きな検討を求める。</p>		<p>ご指摘を踏まえて、中小企業等協同組合法を所管する関係省庁と連携し、事務・権限について都道府県に移譲する方向で前向きな検討を進めていきたい。</p>	<p>4【環境省】 (1)中小企業等協同組合法(昭24法181)及び中小企業団体の組織に関する法律(昭32法185) 中小企業等協同組合法に基づく事業協同組合等に係る認可等の事務・権限(二以上の都道府県の区域にわたる事業協同組合等であつて地方環境事務所の所管に係るものに関する事務・権限に限る。)及び中小企業団体の組織に関する法律に基づく協業組合等に係る認可等の事務・権限(二以上の都道府県の区域にわたる協業組合等であつて環境省の所管に係るものに関する事務・権限に限る。)については、都道府県に移譲する方向で、移譲後も実効性のある監督体制を整備できるか確認しつつ、関係する都道府県が連携する仕組みを整備すること等について検討し、令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	政令	検討中	<p>「令和4年の地方からの提案等に関する対応方針(令和4年12月20日閣議決定)」に記載された左記の事務・権限については、都道府県に移譲する。</p>	<p>関係省庁と連携し、具体的な措置について検討を進め、実施時期が決まれば、それまでに政令改正を行う。</p>
<p>【鹿児島市】 地方公共団体実行計画について 「排出量の推計について国が提供するデータを最大限活用すること」とあり、これは環境省による「自治体排出量カルテ」のことであると思われるが、「地方公共団体実行計画(区域施策編)策定・実施マニュアル(本編)」には、「区域のエネルギー使用実態の偏り(例えば、業種や交通量、都市ガス普及率の偏り等)や脱炭素化の進捗の偏り(省エネルギー対策や再生可能エネルギー導入の進捗状況)が平均化されてしまうため、必ずしも対策・施策の効果を正確に反映しない場合があることに留意が必要である。」という記載があると、実際の利用に踏み切れず、委託による推計にならざるを得ないので、より地方自治体が利用しやすいツールの開発など、事務負担の軽減を図っていただきたい。</p>	<p>【全国知事会】 地球温暖化対策実行計画及び気候変動適応計画については、地域の実情に応じた柔軟な対応が可能となるよう見直しを行うこと。なお、市町村及び都道府県双方に更なる負担が生じることのないよう留意すること。 【全国市長会】 提案の実現を求めるものであるが、都道府県レベルにおいて各自治体の実情を総合的に勘案した目標を設定し、市町村が実施できる施策を地域課題に応じて展開すべきとの意見が寄せられているため、その点については配慮していただきたい。 【全国町村会】 提案団体の意向を踏まえ適切な対応を求める。</p>	<p>計画策定等の見直しは、閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2022」で「国が地方自治体に対し、法令上新たな計画等の策定の義務付け・枠付けを定める場合には、累次の動向等に基づき、必要最小限のものとする」に加え、努力義務やできる規定、通知等によるものについても、地方の自主性及び自立性を確保する観点から、できる限り新設しないようにするとともに、真に必要な場合でも、計画等の内容や手続は、各団体の判断にできる限り委ねることを原則とする。あわせて、計画等は、特段の支障がない限り、策定済みの計画等との統合や他団体との共同策定を可能とすることを原則とする。」と明記され、地方からはこの原則明記を高く評価するとともに、既存の計画の見直しを求める声が強まっている。この原則を十分に踏まえ、地方からの提案が最大限実現するよう前向きに対応いただきたい。 地方公共団体から見直しを求める声が続くのは、制度的に見直しの必要性があるからではないか。制度的対応として、例えば、(1)市町村間又は都道府県・市町村間の協議による共同策定(2)都道府県による補充として計画策定事務や関連する実施事務の地方自治法上の事務委託又は代替執行により、市町村における負担が軽減されるのでないか。そのために、地方公共団体の意見を聞いて、共同策定や事務委託等に関する事務連絡や簡易なマニュアル等の整備を検討すべきではないか。また、令和4年秋頃には、マニュアル案を地方公共団体に照会することを予定しているが、基礎自治体の担当者等も加わっていただき検討を進めており、小規模の市町村の事務負担の軽減に資するようなものとするを旨としているところ。</p>	<p>5【環境省】 (11)地球温暖化対策の推進に関する法律(平10法117) 地方公共団体実行計画(21条1項)の策定に係る地方公共団体への支援については、以下のとおりとする。 ・温室効果ガスの排出量の推計手法を見直し、再生可能エネルギー導入目標の設定方法を示すなど、地方公共団体実行計画を策定しようとする地方公共団体の検討に資するよう、地方公共団体実行計画策定・実施マニュアルを改定し、地方公共団体に令和4年度中に通知する。 ・地方公共団体実行計画の策定に資するよう、定期報告(電気関係報告規則(昭40通商産業省令54)2条)から得られる情報に基づき、需要電力量や再生可能エネルギー発電設備による電力量等を、地方公共団体に令和5年度中に提供する。 ・二酸化炭素以外の温室効果ガス排出量のデータの提供について検討し、令和5年度を目途に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	1ポツ目通知等	令和5年3月31日	<p>措置済み:「地方公共団体実行計画策定・実施マニュアル類」の公表について(令和5年3月31日) ※上記において、「令和4年の地方からの提案等に関する対応方針」を踏まえ、地方公共団体実行計画策定・実施マニュアルの改定を行い、HPに公表した旨を周知。</p>		
					2ポツ目通知等	令和5年度中	<p>地方公共団体実行計画の策定に資するよう、需要電力量や再生可能エネルギー発電設備による電力量等を地方公共団体に提供すべく、関係省庁と連携しつつ、準備を進めているところ。</p>	<p>左記について、令和5年度中に提供する。</p>
					3ポツ目通知等	令和5年度目途	<p>二酸化炭素以外の温室効果ガス排出量のデータの提供について検討を行っているところ。</p>	<p>左記について、令和5年度を目途に結論を得るとともに、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>

管理番号	提案区分		提案事項名	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他(特記事項)	追加共同団体名	追加支障事例	各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	
	区分	分野													
255	8 地方に対する規制緩和	06 環境・衛生	循環型社会形成推進地域計画における記載事項の簡素化	循環型社会形成推進交付金申請にかかる循環型社会形成推進地域計画の記載事項の簡素化。	市町村が循環型社会形成の推進に必要な廃棄物処理施設の整備事業等のために循環型社会形成推進交付金事業を実施するには、循環型社会形成推進地域計画の策定が要綱で定められている。環境省が定める「循環型社会形成推進地域計画作成マニュアル」は67ページにわたっており、記載事項が細かく定められているため策定に多大な事務負担を要している。	策定に係る事務負担が軽減され、事業実施に注力することができる。	令和3年12月16日「令和4年度循環型社会形成推進地域計画の提出について」環整第1523号	環境省	神戸市			青森県、花巻市、富谷市、ひたちなか市、高崎市、さいたま市、清瀬市、川崎市、相模原市、瑞穂市、静岡県、豊橋市、田原市、広島市、高松市、宇和島市、五島市、熊本市	<p>○当市においても、当該計画策定にかかる事務負担が大きいだけでなく、策定までに長期間を要していることから、計画中の記載項目を厳選することによる事務負担の軽減が望まれる。</p> <p>○作成マニュアル改訂により追加資料が必要となる場合が多く、策定に時間を要してしまう。近年、作成マニュアル改訂が11月、12月頃に行われており、取りまとめる県への提出期限間近で地域計画策定途中での改訂内容への対応が必要となるため、マニュアル改訂時期について検討をお願いしたい。</p> <p>○地域計画については、当該マニュアルが細かく規定されているため、策定にあたっては、市町村の多大な事務負担となり、直営による策定作業が困難な状況にある。このため、外部に業務委託しているなどの現状があり、多大な事務負担のみならず、多大な費用負担も生じている。また、この地域計画の策定にあたって、上記のような現状であるため、市町村からの都道府県への問い合わせ等も非常に多く、都道府県の事務負担も生じている状況。本件に関しては、地域計画のみならず循環型社会形成推進交付金の交付要綱及び交付取扱要領及び交付金の各種マニュアルやQ&Aに関しても同様であり、循環型社会形成推進交付金事務の全般が市町村及び都道府県の多大な事務負担となっている。</p> <p>○循環型社会形成推進地域計画については、一般廃棄物処理基本計画等、広く公開されている計画に記載されている内容と重複する部分が多々あることから、記載事項の簡素化を図ることは可能と考えます。</p>	今回、多くの地方自治体から、「循環型社会形成推進地域計画作成マニュアル」において記載事項が細かく定められているため当該計画策定に多大な事務負担を要している、広く公開されている計画に記載されている内容と重複する部分が多々ある、などの御意見をいただいたことを踏まえ、マニュアルの改訂(記載事項の簡素化の検討、他の計画に記載されている項目の取扱いの見直しなど)の可能性について検討していきたい。	本提案を踏まえ、第1次回答のとおり検討を進めていただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答	令和4年の地方からの提案等に関する対応方針(令和4年12月20日閣議決定)記載内容	対応方針の措置(検討)状況			
					措置方法 (検討状況)	実施(予定) 時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定
	<p>【全国知事会】 循環型社会形成推進交付金申請にかかる循環型社会形成推進地域計画について、必要最小限の内容とすること。</p>	<p>計画策定等の見直しは、閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2022」で「国が地方自治体に対し、法令上新たな計画等の策定の義務付け・枠付けを定める場合には、累次の勧告等に基づき、必要最小限のものとする」に加え、努力義務やできる規定、通知等によるものについても、地方の自主性及び自立性を確保する観点から、できる限り新設しないようにするとともに、真に必要な場合でも、計画等の内容や手続は、各団体の判断にできる限り委ねることを原則とする。あわせて、計画等は、特段の支障がない限り、策定済みの計画等との統合や他団体との共同策定を可能とすることを原則とする。」と明記され、地方からはこの原則明記を高く評価するとともに、既存の計画の見直しを求める声が強まっている。この原則を十分に踏まえ、地方からの提案が最大限実現するよう前向きに対応いただきたい。 提案の趣旨を踏まえ、前向きに検討していただきたい。また、検討のスケジュールをお示しいただきたい。</p>	<p>第1次回答のとおり検討を進める。 令和4年度については、アンケート調査などを以下のスケジュールで実施する予定。 -10月中旬 提案団体及び追加共同団体を対象としたアンケート調査(他の計画記載事項との重複箇所や記載の簡素化要望箇所等)の実施 -令和4年度末まで アンケート調査結果の整理・集計後、必要があれば、提案団体及び追加共同団体へのヒアリングなども実施し、マニュアルの改正項目の整理</p>	<p>5【環境省】 (18)循環型社会形成推進交付金 市町村等が循環型社会形成推進交付金等の交付申請を行うために作成を要する循環型社会形成推進地域計画については、市町村等の事務負担を軽減するため、「循環型社会形成推進地域計画作成マニュアル」(平17環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部)の記載内容の簡素化等について検討し、令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p>通知等</p>	<p>令和5年8月末まで</p>	<p>「循環型社会形成推進地域計画の策定に関するアンケート調査について(依頼)」(令和4年10月26日付環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課、内閣府地方分権改革推進室連名事務連絡)を发出し、提案自治体及び賛同自治体に対して、マニュアル改訂に関するアンケート調査を実施した。また、マニュアルの改訂項目について整理を行った。</p>	<p>整理したマニュアルの改訂項目をもとに、令和5年8月末までにマニュアルの改訂を行う。</p>